

合併協議の結果

9 本庁及び支所の行政組織の取扱い

- 1 本庁
 - (1) 本庁は、市全体に係る政策、施策、総合的な調整事務、管理事務及び現在の上越市の区域に関する事務を所掌する。
 - (2) 本庁の組織は、部制とする。
- 2 支所
 - (1) 現在の各町村の区域を所管区域として支所を設置し、市民の利便性を確保するため行う事務及び所管区域の実情に応じて行う事務を分掌させる。
 - (2) 支所の所掌する事務を処理するため、支所に支所長を置く。
 - (3) 支所の組織は、各町村の現行の組織を参考としたグループ制とする。

10 地域審議会及び地域自治組織(仮称)の取扱い

- 1 地域協議会
 - (1) 市内の一定の区域に係る施策にその区域の住民の意見を反映させるため、地方自治法に基づく市長の附属機関として地域協議会(以下「協議会」という。)を置く。
 - (2) 協議会は、現在の各町村の区域ごとに置く。
 - (3) 各区域に置く協議会の名称は、合併前に各町村が案を作成する。
 - (4) 協議会は、住民に基盤を置く機関として、住民の主体的な参加を求めつつ、多様な意見の調整を行い、協働の活動の要となる。また、市長の諮問に応じ、次の事項等を調査審議し、答申する。さらに、これらの事項等に関し市長及び当該区域を所管する支所長に自主的に意見を述べることができる。
 - 当該区域において行われる施策(予算措置を伴うものを含む。)の策定及び実施に関すること
 - 当該区域における重要な施設の設置及び廃止等に関すること
 - 新市建設計画の当該区域に係る変更及び実施に関すること
 - (5) 協議会は、委員をもって組織する。委員は、その協議会の区域において選挙された者を市長が選任する。なお、選挙された者の数が定数に満たない場合においては、市長が必要に応じて選任する。
 - (6) 協議会の委員の定数は、現在の議員定数を目安におおむね10人以上25人以下の範囲内で、合併前に各町村が案を作成する。
 - (7) 協議会の会議は、必要に応じて開催する。
- 2 地域自治組織(仮称)

地域自治組織(仮称)については、法律の改正等があった場合には、廃置分合の申請の議決後に、改正等の内容を考慮して検討する。

11 一部事務組合等の取扱い

- 1 構成市町村の全部又は一部で組織している一部事務組合等については、合併の日の前日をもって解散し、上越市に引き継ぐこととする。
- 2 構成市町村の全部又は一部とその他の地方公共団体で組織している一部事務組合等については、各町村は合併の日の前日をもって脱退し、上越市がその地位を引き継ぐこととする。

ただし、新潟県町村職員退職手当組合、新潟県町村人事事務組合については、上越市は各町村の地位を引き継がないこととする。

12 公社、第三セクター等の取扱い

各町村の公社、第三セクター等は、上越市が引き継ぐこととする。
なお、合併後、毎年度経営状況等を点検し、健全化に向けて見直しを行うこととする。

13 町名・字名の取扱い

町名・字名は、原則として現行どおりとする。
ただし、同一の町名・字名については、関係する市町村間の協議により調整することとする。また、各町村の町名・字名に現在の町村名を付することや、字名の「大字」を削除すること等については、各町村の意向を尊重し調整することとする。
その上で、新潟県議会の廃置分合の議決(合併の決定)までに決定し、総務大臣の告示の後に上越市議会において議決することとする。

14 慣行の取扱い

市章及び市旗、憲章及び宣言並びに市の木・花は、上越市に統一することとする。
市推奨の木・花には、各町村の木・花を加えることとする。
上越市民の歌は、合併後に内容を見直すこととする。

15 各種事務事業の取扱い

■上越市で行っている事業として調整したもの

「合併時から上越市の制度に統一」するもの	1,680件	98.6%
「合併後、段階的に上越市の制度に統一」するもの	18件	1.1%
「合併後、段階的に新制度、新基準を適用」するもの	5件	0.3%
合 計	1,703件	100.0%

■町村で独自に行っている事業について調整したもの

上越市に同様な制度があり、合併時から上越市の制度に移行するもの	68件	13.6%
上越市に同様な制度があり、合併後、段階的に上越市の制度に移行するもの	11件	2.2%
合併時から、全市に展開して実施するもの	21件	4.2%
一定期間現行どおりとし、その後、新制度、新基準を創設し、適用するもの	19件	3.8%
上越市に引継ぎ、地域限定で継続するもの	77件	15.4%
合併後も地域限定で継続するが、合併後の状況を踏まえて見直すもの	133件	26.6%
合併後、段階的に廃止するもの	76件	15.2%
合併時に廃止するもの	95件	19.0%
合 計	500件	100.0%

合併協議と並行して協議した事項

新市の名称

合併に合わせて上越市の名称を変更する場合には、上越市が最終的な判断を行うことが前提となることを確認の上、市の名称についての議論を行いました。

自治基本条例

上越市の憲法に当たるものとして自治基本条例を合併後速やかに制定する必要があること、廃置分合(合併)の申請の議決後には上越市の市民だけでなく合併関係町村の住民が自治基本条例の検討に参画することが望まれることなどを議論し、今後、上越市が自治基本条例を制定するに当たっては上越地域合併協議会における議論が尊重されるよう、上越市に提案しました。